

(別紙)

「コロンビア産トミートキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成 21 年 10 月 20 日 21 消安第 6670 号消費・安全局長通達) 一部
改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 51 のコロンビア産トミートキンス種のマンゴウの<u>生果実</u> (以下「生果実」という。)に係る植物検疫の実施については、平成 21 年 10 月 20 日農林水産省告示第 1471 号(以下「告示」という。)で規定するもの のほか、この細則に定めるところによる。 1 蒸熱処理施設 告示 4 の蒸熱処理施設は、次の条件を満たすものとされている。 (1) <u>自動温湿度記録装置</u>が設備されていること。 (2) <u>自動温湿度記録装置</u>の<u>温度計</u>は、積み上げられた生果実の上部、中 部及び下部の生果実の中心部の温度(ただし、同一蒸熱処理施設内に 複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の 中心部の温度。以下同じ。)並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定 できるものであること。 (3) <u>自動温湿度記録装置</u>の<u>湿度計</u>は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定 できるものであること。 (削る。) 2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 (略) ア (略) イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。 ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、<u>さらに必要</u> に応じ消毒が行われること。 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示 4 の蒸熱処理施設及び告示 6 の(2)のこん包場 所について、それぞれ 1 及び 2 の(2)の条件を満たすものであること を確認するため、原則として 1 年に 1 回以上コロンビア植物防疫機関が 行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査 の記録を確認し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。 (削る。)	植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。) 別表 2 の付表第 51 のコロンビア産トミートキンス種のマンゴウの<u>生果実</u> に係る植物検疫の実施については、平成 21 年 10 月 20 日農林水産省告示第 1471 号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定め るところによる。 1 蒸熱処理施設 告示 4 の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満 たすものとされている。 (1) <u>自動記録式温湿度計</u>が設備されていること。 (2) <u>自動記録式温湿度計</u>の温度の測定装置は、積み上げられた生果実の 上部、中部及び下部の生果実の中心部の温度(ただし、同一蒸熱処理 施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの 生果実の中心部の温度。以下同じ。)並びに蒸熱処理施設内の空間温度 を測定できるものであること。 (3) <u>自動記録式温湿度計</u>の<u>湿度の測定装置</u>は、蒸熱処理施設内の空間湿 度を測定できるものであること。 (4) <u>蒸熱処理施設は、生果実の中心部の温度を所定の温度に保持できる</u> <u>こと。</u> 2 こん包及びこん包場所 (1) (略) (2) こん包場所 (略) ア (略) イ 消毒済みマンゴウの生果実の専用のこん包場所であること。 ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、必要に応じ消 毒が行われていること。 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示 4 の蒸熱処理施設及び告示 6 の(2)のこん包 場所について、それぞれ 1 及び 2 の(2)の条件を満たすものである ことを確認するため、毎年、原則として当該蒸熱処理施設及び当該こ ん包場所の使用開始前に調査を行うものとする。ただし、植物防疫官 が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することがで きるものとする。 (2) (1)の調査は、原則として、コロンビア植物防疫機関が行う日本 向けマンゴウの生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための 調査と共同して行うものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関と共同して、<u>コロンビア植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア 蒸熱処理施設において、<u>生果実の中心部の温度が飽和蒸気により摂氏 46.0 度に達した後、その温度以上で 20 分間保持されたことを確認すること。</u> イ (略) (2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関が行う検査の記録を確認し、<u>検査が的確に行われていることを確認するものとする。</u> ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、<u>検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。</u> イ <u>コロンビア植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。</u> (削る。) (3) (1) の確認の結果、消毒が的確に実施されていないと判断されたとき又は(2)の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてコロンビア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。 5 (略) 6 輸入検査 (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を<u>確認して輸入検査を行うものとする。</u> (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、<u>当該生果実を所有し、又は管理するものに対し、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。</u> (3) (略) (4) (略) ア <u>当該生果実を所有し、又は管理するものに対し、チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。</u> イ (略)	4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次に定めるところにより、原則としてコロンビア植物防疫機関と共同して<u>行うものとする。</u> ア 蒸熱処理施設において、<u>飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が摂氏 46.0 度に達した後、その温度以上で 20 分間保持されたことを確認すること。</u> イ (略) (2) 輸出検査の確認 植物防疫官は、告示5の検査の確認について、次に定めるところにより、原則としてコロンビア植物防疫機関が行う<u>検査に立ち会い、行うものとする。</u> ア マンゴウの生果実のこん包数の5パーセント以上について検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。 イ <u>アの検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてコロンビア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。</u> ウ <u>(1) により消毒が完全に行われたこと及びアにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記すること。</u> 5 (略) 6 輸入検査 (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入されたマンゴウの生果実及び添付されている植物検疫証明書を<u>確認して輸入検査を行うものとする。</u> (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、<u>当該マンゴウの生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。</u> (3) (略) (4) (略) ア <u>チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。</u> イ (略)
--	--